

ロータス1-2-3 のメニュー・コマンド階層は、著作権で保護されない

ーロータス対ボーランド事件、第一巡回区控訴裁判所判決ー

はじめに

「ロータス1-2-3 スプレッドシート・プログラムのメニュー・コマンド階層は、著作権法第102条(b)項の保護されない操作方法(method of operation)である。ビデオカセット・レコーダーのボタンのように、メニュー・コマンドは、たとえ幾分表現的な選択を含んでいたとしても、ロータス1-2-3を操作するために必須のものである。」第一巡回区控訴裁判所は1995年3月9日このように述べ、連邦地方裁判所の著作権侵害を認容した判決(SLN No. 54参照)を破棄し、差し戻した。なお、Boudin判事は、補足意見で、コンピュータ・ソフトウェアの保護に著作権法を適用しようとする立法当局の方針自体に根本的な疑問を投げかけた。

事実の概要

ボーランド社は、同社の電子スプレッドシート・プログラム「クアトロ」、「クアトロプロ」において同社オリジナルのインターフェースのほかに、ロータス1-2-3との互換性を実現するためにロータスのメニューコマンドをスクリーンで見られるロータス・エミュレーション・インターフェースを提供したり、ロータス1-2-3のマクロを理解するためのキー・リーダー機能を提供してきた。これらを行うのにロータス1-2-3のコードは全くコピーしなかった。同社がコピーしたのは、ロータス1-2-3のメニュー・コマンド階層の用語と構造であった。これらボーランド社がロータス1-2-3との互換性をとろうとしてきたことに関して、ロータス社は、ボーランド社に対して著作権侵害訴訟を提起してきた。これについては、本件控訴判決が審理した地裁判決の外にも既にマサチューセッツ地区連邦地方裁判所(担当はいずれもキートン判事)からいくつかの判決が出されている。(1992年3月20日:双方の事実省略判決の申立を却下<ボーランド1事件>、同年7月31日:ロータス1-2-3のメニュー・コマンド階層は、著作権で保護される。ボーランド社のプログラム「クアトロ」の「1-2-3モード」は、これを侵害している。<ボーランド2事件 SLN No. 43参照>1993年6月:1-2-3のメニュー・コマンドとメニュー構造は機能上の理由からは制約されておらず、ボーランド社の各エミュレーション・インターフェイスは1-2-3メニュー・ツリーの事実上同一の複製を含んでいる。<ボーランド3事件>)

ポーランドは、地裁の事実省略判決後に同社製品からロータス1-2-3のエミュレーション・インターフェイスを取り除きロータス・マクロを実行するためのキー・リーダー機能を加えた。キー・リーダーをオンにする場合、プログラムがマクロ内でスラッシュ（「/」）に遭遇すると、プログラムはマクロがロータス1-2-3 用にかかれているものと解釈する。

マサチューセッツ地区連邦地方裁判所（やはり担当はキートン判事）は、1993年8月12日、ポーランド社の「メニュー・ツリーやコマンドの頭文字を保護することは、ユーザーとプログラム間のコミュニケーションのシステムや方法を保護することになる」及び「ロータスのメニュー構造とメニュー・コマンドの頭文字のコピーは、フェアユースになる」などの主張を認めず、ポーランド社のキー・リーダーはロータス社のロータス1-2-3の著作権を侵害すると判断した。（ポーランド4事件 S L N No. 54 参照）この地裁の判決に対しポーランド社が控訴した。

先例のない問題 ―ベーカー対セルデン事件の類推を否定―

ポーランド社は、ロータス社がロータス1-2-3 について全体としては著作権を持っていることには同意するとともに、ロータス1-2-3 のメニュー・コマンド階層をコピーしたことは認めた。しかし、コピーした内容はスプレッドシート・プログラムの保護されない要素であるとし、メニュー・コマンド階層は、米国著作権法第102条(b)項で保護されないシステム、操作方法、過程あるいは手続きであると主張した。ところで控訴審は、コンピュータ・プログラムにおけるメニュー・コマンド階層が著作権の保護を受ける対象になるかどうかは、先例のない問題であるとした。そして100年以上も前に最高裁はベーカー対セルデン事件で我々の進路を海図に記したと言うポーランド社の主張を拒絶した。ベーカー事件では、新しい会計システムを説明したテキストブックに対するセルデンの著作権は、そのシステムの利用に対する独占を認めるものではないと判断した。ベーカー事件の議論は、ペンと紙か、コンピュータであるかを除きほとんど同一であるとのポーランド社の主張については、第一巡回区は次のように述べ採用しなかった。

「勿論、ロータス1-2-3はコンピュータ・スプレッドシートでありそれゆえ水平の列のグリッドと垂直のコラムは確かに、会計帳簿あるいは他の紙のスプレッドシートに似ている。しかしながら、そのようなグリッドは、セルデン事件と異なり、この控訴の争点ではない。ロータス社は、その会計システムに対し独占権を持っていると主張してはいない。むしろ本件控訴は、ロータス社がコンピュータを操作するために採用したコマンドに対する独占に関わるものである。従ってポーランド社は同一と主張するが、本件控訴はベーカー対セルデン事件と同一ではない。」

アルタイ・テストは適用できない。

控訴審は、次に第二巡回区控訴裁判所によってコンピュータ・アソシエイツ対アルタイ事件（S L N No. 38 参照）で提示された三段階テスト（抽象化、濾過、比較のテスト）の適用可能性を検討した。アルタイ・テストは、あるコンピュータ・プログラムがノンリテラルでしかも著作権で保護される表現を、他のコンピュータ・プログラムからコピーしたかどうかを決めるために使われた。

しかしながら、本件では、コンピュータ・コードのノンリテラルなコピーが関係している

わけではなく、むしろボーランド社によって故意になされたロータスのメニュー・コマンド階層のそのままのコピーについての請求が関わっている。

「アルタイ・テストは、コンピュータ・コードのノンリテラルなコピーが主張されている事件を評価するには有効な枠組みを提供するが、メニュー・コマンド階層のリテラルなコピーが著作権侵害を構成するかどうか評価することについては、あまり手助けにならないと考える。事実、本件における状況では、アルタイ・テストは、実際上ミスリーディングになりうる。なぜなら、アルタイ・テストでは、裁判所に対し様々なレベルに抽象化することを指示するとき、これは最も具体的なレベルであって著作物性があり、したがってもしそのままコピーされればコピーした者が著作権侵害の責任を負うことになることと認定することを奨励するように見えるからである。最も下の（またはリテラルな）レベルは、アルタイ事件のようなノンリテラルなコピーの事件では争点にならないが、本件控訴審で争点となるのはまさにその点である。アルタイ・テストや地方裁判所のテストが必要とするようなメニュー・コマンド階層を、個々の言葉やメニューレベルまで下方に抽象化し、次にそのステージで表現からアイデアを濾過することは、メニュー・コマンド階層がそもそも著作権の保護を受けるのかどうかというもっと基本的な問題を曖昧にする。最初に問うべきことは、メニュー・コマンド階層の個々の構成要素が表現的かどうかではなく、むしろメニュー・コマンド階層が全体として著作権で保護されるかどうかである。」

ロータスのメニュー・コマンド階層－「操作方法」－

裁判所は進んで、ロータスのメニュー・コマンド階層は操作方法であり、米国著作権法第102条(b)項により保護されないと判断した。（なお、操作方法と判断したので更にそれがシステム、プロセス、手続きにも当たるかどうかは検討しないとした。）

「我々は、第102条(b)項で使われている操作方法とは、車であれ、フードプロセサーであれ、コンピュータであれ、人が何かを操作する手段を意味すると考える。だから、何かをどのように操作するかを記述したテキストは、著作権保護を操作方法それ自体まで広げることはない。他の人々は、その方法を使うことも自らの言葉でその方法を記述することも自由である。同様に、もし新しい操作方法が記述されるのではなく使用されていたとしても、他の人々は、その方法を使ったり、記述することは自由であろう。当審は、ロータスのメニュー・コマンド階層は、著作権で保護されない「操作方法」であると考え。ロータスのメニュー・コマンド階層はユーザーがロータス1-2-3をコントロールしたり、操作する手段を提供する。もし、例えばユーザーが資料をコピーすることを望んだとき、「コピー」コマンドを使う。もし、ユーザーが資料を印刷することを望んだとき、「プリント」コマンドを使う。ユーザーは、コンピュータに何をすべきか伝えるときコマンド用語を使用しなければならない。メニュー・コマンド階層なしには、ユーザーは、ロータス1-2-3の機能的な能力にアクセスしたりコントロールすることができず、実際のところを利用することができないことになろう。

ロータスのメニュー・コマンド階層は、ユーザーにロータス1-2-3の機能的な能力を単に説明し、提示するものではない。それは、プログラムが操作され、コントロールされる方法としての役目も果たしている。

ロータスのメニュー・コマンド階層は、ロータスのロングプロンプトと異なる。なぜな

らロングプロンプトは、プログラムの操作にとって必要ではない。ユーザーは、ロングプロンプトがなくともロータス1-2-3 を操作することができる。

ロータスのメニュー・コマンド階層は、ロータスのスクリーン・ディスプレイとも異なる。なぜなら、ユーザーは、ロータス1-2-3 を操作するためにスクリーン・ディスプレイの表現的側面を使用する必要は全くないからである。スクリーンの見え方は、どのようにユーザーがプログラムをコントロールするかについてほとんど伝えるものを持っていないので、スクリーン・ディスプレイは、ロータス1-2-3 の操作方法の一部ではない。

ロータスのメニュー・コマンド階層は、基礎に存在しているコンピュータ・コードとも異なる。コードはプログラムが稼働するために必要であるが、文字通りそのままであることは必要でない。言い換えるとロータス1-2-3 と同様な能力を提供するのにボーランド社は、基礎に存在するロータスのコードをコピーする必要はなかった。（また、実際にもボーランド社はコピーしなかった。）しかしながら、ユーザーがそのプログラムを実質的に同じやり方で操作できるようにするためには、ボーランド社は、ロータスのメニュー・コマンド階層をコピーしなければならなかった。かくて、ロータス1-2-3 のコードは著作権で保護されない『操作方法』ではない。」

著作権で保護されない表現

地裁の判決は、操作方法を抽象的なものに限定した。地裁によると、競争相手もプログラム操作のために階層的に配列されたコマンド用語を使うことは排除できなかったが、特定のコマンド用語や配列を使うことは排除した。ロータス社はコマンド用語の選択及び配列において表現上の選択を行ったという地裁の認定は受け入れるにしても、この表現はロータス1-2-3 の操作方法の一部であるから著作権で保護されない。操作方法是、抽象的なものに限定されるべきでないと考える。むしろユーザーが何かを操作するときの手段であると裁判所は指摘した。

「特定の言葉が何かを操作するのに必須であるなら、それは操作方法の一部となり、保護を受けることはできない。これらの言葉が強調表示され、タイプされ、あるいは（コンピュータ・プログラムは、疑いなく、まもなく話し言葉でコントロールされるだろうから）話されなければならないとしても、このことはあてはまる。

ロータスの開発者がロータスのメニュー・コマンド階層をこれと異なるようにもデザインできたということは、ロータスのメニュー・コマンド階層が操作方法かどうかの問題にとって重要ではない。言い換えると、我々が最初に問うべきことは、ロータスのメニュー・コマンド階層に何らかの表現が組み込まれているかということではない。そうではなく、我々が最初に問うべきことは、ロータスのメニュー・コマンド階層が操作方法かどうかということである。ユーザーはロータス1-2-3 をロータスのメニュー・コマンド階層を使って操作するのであり、ロータスのメニュー・コマンド階層全体が、ロータス1-2-3 を操作するのに必須であるとの結論に達したので、我々は更に操作方法を異なるように設計できたかどうかを詮索はしない。コマンド用語を何と名付けるか、そしてそれらをどのように配置するかと言う表現上の選択は、著作権で保護されないメニュー・コマンド階層を著作権で保護される対象に魔法のように変えることはない。」

ビデオカセット・レコーダーのボタンと同じ

操作方法は、抽象的なものだけに限定されるわけではないという判断は、ベーカー事件の最高裁の判断（「書籍における技術の説明は、著作権の恩恵を受ける権利を与えるものの、技術自体に対する排他的権利の根拠にならない。」）で支持されている。ロータス社は、そのメニュー・コマンド階層を人々がそれを覚え、そしてそれを使うために書いた。従ってそれは、ベーカー対セルデン事件で確立された第102条(b)項に法文化された著作権保護禁止の中にぴったりと該当する。裁判所の見方によるとロータスのメニュー・コマンド階層は、ビデオカセット・レコーダーのボタンすなわち録音、再生、巻き戻し、早送り、一時停止、停止/エジェクトのようなものである。VCRのボタンが配置され、名前を付けられているからといって、リテラリーワーク（文芸著作物）になるわけでも抽象的な操作方法についての表現になるわけでもない。かえって、ボタンは、それ自体VCRの操作方法である。

「ボタンのないVCRは操作できないように、メニュー・コマンド階層を使わずにロータス1-2-3を操作することは不可能であろう。従って、ロータスのコマンド用語はVCRのボタンのラベルと同じではなく、むしろボタンそのものと同じである。機能を知らせてVCRの操作を単に容易にするVCRのボタンと異なり、ロータスのメニュー・コマンド階層はロータス1-2-3を操作するのに必須なものである。VCRのボタンならラベルがなくとも押すことができるが、メニュー・コマンドがないとロータスのボタンを押す方法はなくなるであろう。ロータス社は、おそらくコマンド用語が単にラベルとなるユーザー・インターフェースを設計することもできたが、本件ではそうしなかった。ロータス1-2-3が動くためには、ロータスのメニュー・コマンド階層を構成する正確なコマンド用語を使用しなければならない。」

著作権で保護されない実用品のVCRを操作するボタンを、著作権で保護されているプログラムを操作するコマンドに類推することはできないとの主張はあり得る。しかし、VCRのボタンの配列は、実用品の例外がないとしても、著作権の保護を受けない操作方法であるから著作権では保護されないのである。同様に、プログラムのボタンも著作権で保護されない「操作方法」である。

「ロータスのメニュー・コマンド階層が操作方法であるということは、プログラムの互換性を考えるとより明らかになる。ロータス社の説によると、ユーザーが幾つかの異なるプログラムを使うとき、ユーザーは同じ操作を実現するのにプログラムごとに異なったやり方を学ばなければならなくなる。例えば、もしユーザーがコンピュータで資料の印刷をしようとするとき、一つの方法だけではなく、多くの異なる方法を学ばなければならないことになる。これは馬鹿げていると考える。コンピュータ・プログラムを操作するのに異なる方法、あるいはコマンド用語を配置した階層を使ったコンピュータ・プログラムを操作する多くの異なった方法があり得るとしても、選択された実際の操作方法に著作権の保護を与えるものではない。それは、依然としてコンピュータを操作する方法として機能しており、著作権保護を受けない。」

裁判所は、マクロに関連しても操作方法が保護されない理由を述べた。すなわち、ユーザーは、他のプログラムにおけるロータスの操作のためにマクロを書くときもロータスのメニュー・コマンド階層を使う。ロータス社の理論によると、それらのプログラムのメニュー・コマンド階層を使って、それらのマクロを書き換えなければならないことになる。同じ操

作を異なるやり方でコンピュータに行わせることをユーザーに強いることは、操作方法は著作権で保護されないとする第102条(b)項における議会の指示を無視するものであると考える。ロータスのメニュー・コマンド階層は、ロータス1-2-3のマクロの基礎である限りにおいて操作方法である。操作方法の一部である表現は著作権で保護されないと考えることは、次のファイト判決の考えに反するものではないと理解する。

『著作権の主たる目的は、著作者の労苦に報いることではなく、学術と有用な技術の進歩を促進することである。この目的のため、著作権は、著作者にオリジナルな表現に対する権利を保証する一方、著作物が伝達するアイデア及び情報の上に他の者が自由に積み上げることを奨励している。』

著作権保護には、オリジナルな表現が必要であるが、それだけでは十分ではない。オリジナルな表現が第102条(b)項に基づき、例えば「操作方法」のような著作権保護から除外されるカテゴリーに該当するかどうか更に検討しなければならない。

ほとんどの場合では、他の人々の表現の上に積み上げる必要はない。というのは、表現によって伝達されたアイデアは、他の人によって最初の作者の表現をコピーすることなく伝達されうるからである。しかしながら操作方法の文脈では、積み上げるのに既に使用されている操作方法のままの利用が必要となる。創作した操作方法に積み上げることは、オリジナルの開発者だけではなく誰でもできる。その意味でボーランド社はロータス社が設計した操作方法の上に積み上げることができるし、そうする場合ロータスのメニュー・コマンド階層を使うことができる。

本件控訴審は、第十巡回区であれば、操作方法が抽象的なものに限定されないということに同意しないであろうということをオートスキル事件(SLN No. 37 参照)を引用して認めた。オートスキル事件では、裁判所は、コンピュータ・プログラムにおけるキーを打つ手順は、少なくとも最小限の創作性を反映するものであり、「著作権で保護されない第102条(b)項の操作方法である」という議論を拒否した。その事件では、プログラムの質問に応じ学生は1、2または3のキーを押すことによって回答を選ぶことが必要であった。しかしながら本件控訴審は、1、2または3のキーを押すことでユーザに回答を選ばせると言うプログラマーの決定が著作権保護を保障するほど十分オリジナルか、どうして保護されない操作方法でないと言えるのか理解できないとした。

補足意見

Boudin判事は補足意見を述べた。コンピュータ・プログラムは、何かを起こさせるための手段で、機械の実用性や道具としての役目を持つ点で小説、戯曲、映画のような他の文芸著作物とは異なる。それ故、プログラムに著作権保護を認めると、最も効率的なやり方で仕事を実行する他の人々の能力を制限し、特許保護の結果が生じることになる。創作のインセンティブと公衆のアクセスの費用を考慮しなければならない。特許保護では、新規性と非自明性そして短い保護期間が前提条件となるのは偶然ではない。著作権法をコンピュータ・プログラムに適用することは、各ピースがうまく当てはまらないジグソーパズルを集めるようなものである。議会が1976年の著作権法の問題に正面から立ち向かわないこと、そしてそのかわりに、もし字義通りとればほとんどのコンピュータ・プログラムは保護から除外されるように見える第102条(b)項の一連の例外を採用したことの問題点を指摘した。

そして本件におけるロックイン（ロータス1-2-3のメニュー・コマンド階層に対する慣れや既に持っているマクロ資産についてユーザーが拘束されている点。）の問題、事実上の標準の問題を取り上げ、ボーランド社が勝訴する根拠は、多数意見のようにメニューが保護できない操作方法と認定することか、ボーランド社の使用はフェアユースのような特権的な使用とすることである。ボーランド社は、ロータスのメニューが遂げた進歩を流用しようとしたわけではなく、むしろ自社のより魅力的なメニューを提供したときユーザーが行った身につけるためやマクロのための過去の投資を利用するオプションをロータスのユーザーに与えようとしたにすぎない。

要約すると、多数意見の審理結果に納得しており、その説明は現在裁判所がなし得る範囲内で自分が思い浮かべる他のものよりベターでないにしても同じくらい妥当なものである。たとえばメニューに対する非常に短期間の著作権保護期間などの解決策は、裁判所ではなく、議会のためのものである。いずれにしても、選択肢は、重要な政策上の選択肢である。

若干のコメント

選択可能性があれば、操作方法であれ、手続き、システム、プロセスであれ著作権で保護すべきとする考え方に米国の裁判所の考え方が傾いていくように見えたが、本判決は著作権法の保護対象の問題に正面から取り組み、米国著作権法第102条(b)項に基づき、操作方法は保護しないと言う観点から正しい結論を出した。ロータス1-2-3関連のユーザー・インターフェースやメニュー・コマンド階層に対する保護を認める幾つかの判決について、従前からSLNのコメントで「選択可能性があるからと言って操作方法であれ、手続き、システム、プロセスであれアイデア自体は、著作権法では保護されないはずである。」と繰り返し述べてきたが、このことが本判決で確認された。本判決が、本件はアルタイ・テストが適用される事件ではないこと、更に操作方法であれば表現的要素があっても保護されないことを明らかにした意義は大きい。こうなると操作方法が表現であるかアイデアであるかはあまり重要ではない。SSOにおける選択可能性に基づき著作権の保護範囲を広げてきたウエラン判決以降、選択可能性がキーワードとなって著作権保護が拡大してきた感があった。（本判決が取り上げるオートスキル事件もそうである。）しかし本判決は著作権法の基本原理に基づきこの傾向に警告を発するものと言えよう。

なお、Boudin判事の補足意見は、コンピュータプログラムの法的保護のあり方について実用品的性格、ロックイン、事実上の標準などの根本的な議論も踏まえ立法論まで提起するもので興味深い。

本件控訴では法廷助言者の摘要書（アリゾナ大学のカージャラ教授及びカリフォルニア大学のMenell教授のもの、ピッツバーグ大学のサミュエルソン教授他23名によるもの、各種ユーザーグループのもの、アップル、DEC、IBM、ゼロックスからのもの、ACISからのものなど）が多数出され、学会、産業界がこの事件の帰趨を注目していただけないにこの判決の影響は大きいと考えられる。しかし、この判決でも述べているように、第十巡回区控訴裁判所のオートスキル事件の判決（キーの操作方法を著作権で保護した。）とは全く異なる立場をとったわけで、控訴裁判所での判断が巡回区によって異なっている状況となっている。最高裁での判断が待たれる。